

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会

原告準備書面 (6)

2010年 1月19日

東京地方裁判所民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

被告の機関誌「天気」の編集委員会が行なった本論文の掲載拒否について、その判断の基礎とされた本論文の基本的内容に関する事実認定についての原告の主張は以下の通りである。

1、問題の所在

訴状5頁(2、被告学会の違法行為その1「原告の論文掲載の不当拒否行為」)でも主張した通り、被告の機関誌「天気」の編集委員会は、2009年2月12日、本論文の再改訂稿(甲4)に対し掲載拒否を決定し、その理由を示した書面を原告に通知した(甲10)が、その中で、掲載拒否の前提として、その判断の基礎とされた本論文(甲4)の基本的内容に関する事実認定について、次の通り述べていた。

《原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行する(位相が進んでいる)ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされており、両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点においての説得力のある論拠が示されていません》。(アンダーラインは原告による。甲10。2009年2月12日付「天気」編集委員会から原告への書面1頁下から10行目～)

しかし、これは、原告に言わせれば、《この委員長の見解は、まったくの誤解というより、むしろ「いいがかり、こじつけ」に類するものです。われわれの手法はこれまでに得られた34年間のデータすべてを用いて、解析したものであり、長期的トレンドそのものを論じています》(甲11。本文12～17行目)と即座に抗議したような、本論文(甲4)の基本的内容に関する明ら

かに誤った事実認定だった。すなわち、本論文（甲４）の内容は、「数年スケール」という短期間の変動を分析して得た結論をそのまま長期間の変動の結論としたものでは全くなく、端的に 34 年間の長期間の変動を分析したものである、と。

そこで、問題は、掲載拒否の判断の基礎とされた重要な事実となる、本論文（甲４）の基本的内容の事実認定について、これが《原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行する(位相が進んでいる)ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされておりますが、》という事実認定が正しいのか、それとも「端的に 34 年間の長期間の変動を分析したものである」という事実認定が正しいのか、或いはそのどちらの事実認定も困難なほど、科学的な論争に類する議論なのか、である。

2、結論

結論として、本論文（甲４）の基本的内容は、明らかに「端的に 34 年間の長期間の変動を分析したものである」。そして、それは凡そ事実認定が困難な科学的な論争に類する議論でもない。

3、理由

今般提出の原告陳述書(4)（甲３３）で明らかにした通り、本論文（甲４）の内容は本論文に添付の図（甲３の図５）を見れば一目瞭然である。すなわち、原告陳述書(4)によれば、

《私の論文（甲４号証）に添付された図（甲４号証では図は甲３号証と同一なので添付を省略しましたので、ここでは甲３号証の第５図を見ていただければと思います）に示しましたように、図の横軸には1969年から2003年までの35年間という時間を取り、この「35年間の全体」について、気温のデータ（35年間）とCO₂濃度の変化率のデータ（34年間）を比較しました（本陳述書に甲３号証の第５図を添付しましたので参照下さい）。

なおかつ、その比較に際しても、気温の高いところだけとか、または低いところだけとか、これを「部分に分けて」、短期間の変動を論じているのではありません。あくまでも「35年間の全体」についての変動を論じています。

これだけ申しあげれば、私の論文（甲４号証）で分析した「35年間の全体」についての変動が、「天気」編集委員会が言う「数年スケール」という短期間の変動 に当らないことは十分お分かりいただけると思います。》

4、付言 科学的な論争と司法権の範囲（限界）について

念のため、科学的な論争と司法権の範囲（限界）の関係について付言する。

一般に、科学的な論争などの学問上・技術上の論争について、これに司法権が及ばないのではないかという議論がある。しかし、それは、

第一に、学問上・技術上の論争そのものが裁判の対象となる場合のことであり、それは「法律上の争訟」に該当しない以上当然である。しかし、本件はそもそも科学的な論争そのものを裁判の対象にはしていない。

第二に、今日、医療裁判、薬害裁判、特許裁判、著作権裁判など科学上、技術上といった専門的な分野の事実をめぐる現代型訴訟が多発する中、こうした裁判の中で、例えば事故の予見可能性の有無とか、技術が特許発明の要件（進歩性など）を満たすか否かとか、作品が著作物として創作的表現を有するか否かといった専門的領域の事実認定をめぐる争いが裁判の対象の前提問題として主要な争点になることはむしろ通常であるところ、もし、これらの専門的領域の事実認定を「学問上・技術上の論争」或いはそれに類する問題であるとして司法権が及ばないと取り扱ってしまった場合には、現代型訴訟の殆どが司法的救済を受けられず、放置される結果になる。権利救済の砦であることを期待される裁判所にこのようなやり方が許容されるものでないことは明らかである。

とはいえ、少なくとも本件は、現代型訴訟が直面する前記の専門的領域の困難な事実認定が問題となるケースにすら該当しない事件であることは前記3と原告陳述書(4)（甲33）から明らかである。

以 上